

最大 **3 千万円** を助成

新たな企業立地支援制度を創設しました！ (都留市産業集積促進助成制度)

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市に本社機能移転等を行う事業者に対し、建物・機械設備等の投資経費の一部を助成します。

対象要件

次の要件を全て満たすもの

- ①地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、山梨県知事から認定を受け、この計画に基づき本社オフィス又は研究・研修施設を市内に設置すること
- ②土地取得費を除く投下資産額 1 億円以上
- ③操業 1 年以内に常時雇用労働者 10 人以上増加。うち 3 割以上は市内雇用者又は市内転入者
- ④山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること

助成率

- ①新たに土地を取得又は借地権を設定(設定期間20年以上)し、建物等を建設する場合(土地取得から3年以内に操業)
➔ **投下資産額**(土地分除く)の**1.5%**
(水素製造設備等取得費は**3%**)
- ②自社所有地に建物等を建設し操業する場合
➔ **投下資産額**(土地分除く)の**0.75%**
(水素製造設備等取得費は**2.25%**)
- ③建物等を賃借し操業する場合
➔ **賃借料の15%**(**操業開始から3年間**)

限度額

- ①建物等を建設する場合➔ **3 千万円**
- ②建物等を賃借する場合➔ **年 3 百万円**